

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

森林環境譲与税は、我が国の温室効果ガスの排出削減や自然災害の防止等を図るため、森林整備等に必要となる地方財政を安定的に確保する観点から創設され、令和元年度から地方自治体への譲与が開始されている。用途については、間伐などの森林整備、人材育成や担い手の確保、木材利用の推進や普及啓発等に関する費用に充てることとされている。

しかし、森林環境譲与税は、総額の 50%を私有林人工林面積、30%を人口、20%を林業就業者数に応じて配分されることから、森林面積が少ないにもかかわらず、人口が多い大都市に対する配分額が多くなっているとの指摘があり、森林整備を促進する財源とされた趣旨を損なうことが懸念される。

よって、国においては、森林環境譲与税の創設経緯や目的に鑑み、森林整備をより効果的に推進するため、森林が多い山間地の市町村に配分を重点化する方向性で、譲与基準の見直しを速やかに実施すること、加えて、国の一般会計における森林予算を拡充することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 5 年 6 月 23 日

兵庫県養父市議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
内閣官房長官 様
総務大臣 様
財務大臣 様
農林水産大臣 様